

平成 22 年度に係る付加退職金の支給率に関する論点

平成 17 年 3 月 11 日付けの「中小企業退職金共済制度の運営改善に関する意見書」では、年度ごとの累積欠損金解消目標額 180 億円を優先して解消することとしているものの、生ずる利益の 2 分の 1 を付加退職金に充てることを基本としている。そのため、前年度までの累積欠損金解消額が累積欠損金解消目標額を下回る状況においても、180 億円を超える利益が見込まれる場合は、生ずる利益の見込額の一部は付加退職金として支給され、その額は累積欠損金の解消には充てられず、その分、累積欠損金解消計画に基づく累積欠損金の解消は先送りされることとなる。

そこで、前年度までの累積欠損金解消額が累積欠損金解消目標額を 1,929 億円も下回っている現状においては、付加退職金の配分方法が問題となるが、論点は、下記のとおりである。

記

- 累積欠損金の現状及び累積欠損金の解消の考え方の前提を踏まえれば、累積欠損金解消計画を着実に実施するためには、前年度までの累積欠損金解消額が累積欠損金解消目標額を 1,929 億円も下回る現状においては、累積欠損金解消計画に基づく年度ごとの累積欠損金目標残高（平成 17 年度から年度ごとに解消すべき累積欠損金の額を解消すれば当該年度末において有する累積欠損金残高をいう。以下同じ。）に近づけることを優先的に考えるべきではないか。
- そうであるとすれば、今年度生ずる利益の処理については、昨年度末における実際の累積欠損金残高と累積欠損金目標残高との差額（1,929 億円）に今年度の解消目安額（180 億円）を加えた額（2,109 億円）を優先的に累積欠損金の解消に充てること（※）とするのが適当ではないか。

※ 今年度の生ずる利益については 326 億円と見込まれ、累積欠損金解消目標額を達成するための必要額を下回ることから、平成 22 年度の付加退職金支給率については 0 とすること。